

平和的生存権侵す安倍9条改憲阻止！ 人間らしく生き働くルール実現を！

いのちと健康を守る県センター総会に31人が参加

12月16日、岡山国際交流センターで、いのちと健康を守る県センター総会が開かれ、31人が参加しました。

過労死をなくし、まともに働けるルールをつくる運動をさらに大きく

自治労連県本部小野書記長が議長を務め、

代表委員の岡山過労死を考える家族の会の中上裕章会長が開会で「過



労死防止法が（挨拶する中上代表委員）制定されて3年、全国で過労死シンボが開かれるなど前進があったが、今なお電通、NHKなどでの過労死が大きな問題となっています。家族の会も厚労省交渉などを続けていますが、過労死をなくし、まともに働けるルールをつくるために、さらに運動を強めましょう」と挨拶しました。

「平和的生存権」を否定し、働くルールなど基本的人権を侵す安倍9条改憲阻止！

人間らしく働くルールの確立をめざそう！

藤田県センター事務局長が議案を提案。

総選挙の結果、自公政権は憲法改正発議に必要な2/3を得て、憲法9条に「自衛隊」を書き加えるとの案を出そうとしているが、書き加えると後から書いた法が優先され、9条の交戦権否定、武力保持の禁止の条項が死文化する。

日本の憲法は先の戦争を反省して、戦争しない、世界の人々が平和に生きていける「平和的生存権」を前文でうたい、そこから基本的人権である生存権があり、それを労働者には団結権や

労働条件の法定などで保障している。

安倍9条改憲は、この平和的生存権を否定して、働くルールなどの基本的人権を侵すものだ。この改憲に反対するたたかいを運動の前提において活動をすすめようと提案。県内でも、過労死・過労自殺は続き、労働災害も続発し、

いじめ・パワハラ
の相談が増え続けている事などを指摘し、人間らしく働くルールの確

立をめざす運動方針を提案しました。

長時間労働規制で25%削減回答を引き出す

高教組の松本書記長は持ち帰り残業、クラブ活動など長時間労働が蔓延し、残業手当がつかない。この状況の改善を求めて県教育委員会と交渉し、「時間外労働を25%削減を目標にする」との回答を引き出した。支え合える職場・地域をめざすと取り組みをすすめると報告しました。

有害な長時間・不規則労働の規制を

県医労連の平田書記次長は、医療職場では看護師不足から長時間・不規則勤務となっており、月60時間の残業で過労死認定がされている。労働時間規制の新ガイドラインの実施求め、労働局要請も計画している報告しました。

じん肺キャラバンで、有害物質表示を要請

岡山地域労組の組合員は、なくせじん肺キャラバンの際、労働局に有害物質の表示がないことを指摘したが、最近会社ではラベル表紙がされるようになったと発言しました。



「人間らしく働くルール」を どう実現するか

－働き方改革法律案要綱の問題点－

12月16日、県労会議の「健康講座」が開かれ、日本弁護士会労働法制委員会委員の中村和雄弁護士が「『人間らしく働くルール』をどう実現するか」と題して講演しました。

過労死ラインの残業上限「規制」

残業代ゼロの高度プロフェッショナル制度

中村氏は、安倍政権が出そうとしている「働き方改革」は「『非正規』という言葉を一掃」「長時間労働を自慢する社会を変えていく」との看板とは反対のものとなっている。現在、労働時間の上限規制はないが、今回の案では「過労死ラインの月80、100時間」が上限となっており、過労死を規制するものにはなっていない。また、一定の仕事量を実際の労働時間にかかわらず一定の労働時間とみなす裁量労働制の業務の拡大、高度な専門的な知識を持つ年収1075万円以上の労働者には、残業代支払わなくてもよいとする高度プロフェッショナル制度を導入し、この年収の範囲を下げ、拡大することも狙われていると指摘しました。

人間らしく働くルールをどう実現するか

こうした問題について、国政レベルで4野党による「長時間規制法案」が出来て、市民連合との政策合意もできてきた。その内容は

①労働時間の延長の上限規制

②インターバル規制の導入



③週休制の確保 (講演する中村氏)

④事業場外みなし労働時間の明確化

⑤裁量労働時間の要件の明確化

⑥労働時間管理簿、⑦違反者の公表、⑧罰則

長時間労働の是正に向けては、①36協定による規制、②残業代に頼らない賃金へ、③ワークライフバランス、労働組合の役割・組織強化などが大切だと指摘しました。

職場を変えるために - 魅力ある労働運動を -

「政治に対して若い人たちはアレルギーを

持っている」と言われ、「そういう人たちが翻るほどのいい提案、政策があるなら」という声もある。アメリカの自動車運転手を請負契約とするウーバー社が問題になっている。日本でも「請負労働」として無権利な雇用が広がってきている。

魅力ある労働運動として、「正規と非正規の壁、世代間ギャップ、企業別労働組合の限界、社会保障との連動、生活保障の底上げを」などがあるのではないか。韓国やアメリカ、デンマークなど優れた運動もあると指摘しました。

